

予報業務の許可等に付す条件

気象業務法（昭和27年法律第165号）第40条の2及び気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第49条の2の規定に基づき、予報業務の許可等に付す条件は原則として次のとおりとする。

記

第1 気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）に関する予報業務許可に付す条件

- 1 予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の注意報事項を利用者に迅速に伝達するよう努めること。
- 2 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。
- 3 現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達すること。
- 4 台風であるかどうかの別及び台風の名称は、気象庁の予報事項に従うこと。
- 5 台風（台風となるおそれがある低気圧を含む。）の情報について公衆に伝達する場合は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。

第2 波浪に関する予報業務許可に付す条件

- 1 予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の注意報事項を利用者に迅速に伝達するよう努めること。
- 2 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。
- 3 現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達すること。

第3 地震動に関する予報業務許可に付す条件

- 1 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。
- 2 予報を補足する事項の伝達に係る以下の事項を遵守すること。
 - (1) 提供される地震動の予報は気象業務法第17条第1項の許可を受けた者の予報であり、気象庁の緊急地震速報とは異なる予想結果となる場合がある旨を明示すること。
 - (2) 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の「端末利用者が施す措置の一覧表」に掲載された各項目に対する対応状況について明示すること。
 - (3) 1地点の観測の成果のみによる緊急地震速報（予報）又は仮定した震源を用いて現象の予想を行う場合は、ノイズの混入等により誤った予想を発表するおそれがあることを明示すること。
 - (4) 地震動（震源由来震度）又は地震動（長周期地震動階級等）を予報する者は、深発地震の震度又は長周期地震動階級等の予想精度が十分でないことを明示すること。

- 。
- (5) 地震動（波面伝播非減衰震度）の予報を行うにあたり、気象庁が提供する以外の予報資料に基づいて現象の予想を行う者は、その予報資料が「気象業務法施行規則第十条の二第一号口の規定による計算方法を定める件（平成19年気象庁告示第11号）」に定められた事項を満たすものであることを明示すること。
- (6) 地震動（長周期地震動階級等）の予報を行うにあたり、任意の周期の絶対速度応答スペクトルの値や任意の周期帯の絶対速度応答スペクトルの最大値の予報を行う場合は、予報を行おうとする指標に予想誤差が含まれる旨を明示すること。また、周期別階級の予報を行う場合は、予報の対象とする周期または周期帯を明示すること。
- (7) 地震動（長周期地震動階級等）を予報する者は、事業者の提供する地震動予報は構造物の振動の予報とは異なることを明示すること。

第4 火山現象（降灰等）に関する予報業務許可に付す条件

- 1 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。
- 2 予報を補足する事項の伝達に係る以下の事項を遵守すること。
 - (1) 火山灰の拡散の範囲、降灰の範囲、降灰量又は小さな噴石の落下範囲を予報するにあたり、火山噴火を仮定した予報を行う者は、実施する予報が火山噴火を仮定したものであることを当該予報の中で明示するとともに、噴火の規模を表す指標をどのように仮定しているかを利用者に対して明示すること。
 - (2) 火山灰の拡散の範囲、降灰の範囲、降灰量又は小さな噴石の落下範囲を予報するにあたり、予想の精度その他の予報の利用にあたって留意すべき事項を利用者に対して明示すること。
 - (3) 火山灰の拡散の範囲、降灰の範囲、降灰量又は小さな噴石の落下範囲を予報するにあたり、数値的な表現や、気象庁の降灰予報とは異なる階級表現を用いた予報を行う者は、当該表現が意味する状況その他の当該表現を用いた予報の利用にあたって留意すべき事項を利用者に対して明示すること。

第5 高潮、土砂崩れ、洪水及び津波に関する予報業務許可に付す条件

- 1 予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の注意報事項を利用者に迅速に伝達するよう努めること。
- 2 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。